

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成30年4月26日(2018.4.26)

【公表番号】特表2015-518149(P2015-518149A)

【公表日】平成27年6月25日(2015.6.25)

【年通号数】公開・登録公報2015-041

【出願番号】特願2015-505781(P2015-505781)

【国際特許分類】

G 2 1 C 9/004 (2006.01)

G 2 1 C 13/00 (2006.01)

G 2 1 C 9/00 (2006.01)

G 2 1 C 15/18 (2006.01)

【F I】

G 2 1 C 9/00 A

G 2 1 C 13/00 R

G 2 1 C 9/00 F

G 2 1 C 15/18 H

【誤訳訂正書】

【提出日】平成30年3月15日(2018.3.15)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0030

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0030】

したがって本実施態様では、渦流発生器36は、環状流路34の下部の鋼製ドーム状エンクロージャー22に隣接するバッフル28の内側面に取り付けられる。渦流発生器36の目的は、環状流路領域34内を、鋼製ドーム状エンクロージャー22の表面を流下する水とは逆向きに上昇する空気に回転を与えて乱流を起こす。渦運動により格納容器22近傍の暖かい空気がバッフル28に隣接する冷たい空気と混合すると、温度境界層が薄くなり、伝熱抵抗が小さくなる。予備試験の結果、渦流発生器36によって生じる渦は、消散するまでに長い距離を移動することがわかっている。必要に応じて渦流を再発生させるために、図6に示すように、環状流路34のさらに高い位置に別の渦流発生器36を並べて使用してもよい。各旋回羽根組立体36は、互いに反対方向に回転する空気流路を形成するように配向されている2つの旋回羽根から成る。旋回羽根組立体が支持されるそれぞれの高さにおいて、当該組立体は、鋼製ドーム状エンクロージャー容器22の外面に円周方向に等間隔に配置される。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】請求項2

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【請求項2】

旋回羽根組立体(36)が互いに反対方向に回転する空気流路を形成するように配向されている複数対の旋回羽根(38)から成り、前記旋回羽根は同じ高さで、堅固な金属製シェル(22)側壁の外面の周りに間隔をあけて配置されている請求項1の原子炉格納容器(10)。

